

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年7月8日から同年8月3日までのものは、令和2年8月4日をもって満了するものとする。

記

高山市、中津川市、恵那市、飛驒市、郡上市、下呂市

令和2年7月9日

中部運輸局 岐阜運輸支局長